

事務連絡
令和7年9月30日

専務理事各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
業務部

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示について

今般、国土交通省告示第905号により、別添のとおり、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程が改正されましたので、ご通知いたします。

なお、本改正は準特定地域として、千葉県北総交通圏、群馬・埼玉県中・西毛交通圏、群馬県東毛交通圏、福岡県大牟田市が指定され、北海道旭川交通圏、愛知県尾張西部交通圏の指定を解除するとともに指定期間が令和7年9月30日までとされていた地域について指定期間を延長するものです。



(号外) 府内閣
発内閣府
行内閣府
原稿作成 国立印刷局

(抜粋)

目次

〔府 令〕

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府八五)

○貸金業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同八六)

○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同八七)

〔府令・省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

(内閣府・総務・文部科学四)

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働一〇)

○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・農林水産七)

〔デジタル庁令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部を改正する命令(デジタル庁・総務一四)

〔省 令〕

○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(総務九五)

○電波法施行規則の一部を改正する省令(同九六)

○地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(同九七)

○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省令の整備及び経過措置に関する省令(法務四五)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に規定する公私の機関の基準を定める省令(同四六)

○出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令(同四七)

○商業登記規則等の一部を改正する省令(同四八)

○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(法務・厚生労働四)

○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省・厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(同五)

○住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令(法務・国土交通一)

○国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令(財務六二)

○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務・農林水産五)

○文部科学省組織規則の一部を改正する省令(文部科学二六)

○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令(同二七)

○教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(同二八)

○国民年金基金規則等の一部を改正する省令(厚生労働九五)

○農林水産省組織規則の一部を改正する省令(農林水産四五)

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試験権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令(経済産業六四)

○動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令(国土交通九四)

○道路法施行規則等の一部を改正する省令(同九五)

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同九六)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(同九七)

○地方航空局組織規則の一部を改正する省令(同九八)

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同九九)

○気象業務法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令(同一〇〇)

〔法規的告示〕

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の内閣総理大臣が定める基準等の一部を改正する件(内閣府一二五)

○消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を営営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(同一二六)

○地方公務員等共済組合法施行規程第百四条第二項第四号に規定する主務大臣が定める方法の一部を改正する告示(内閣府・総務・文部科学一)

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件(内閣府・財務四)

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

○租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項の一部を改正する件
(内閣府・文部科学二)

三七

○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係告示の整備に関する告示
(子ども家庭庁五)

三七

○内閣府の所管する子ども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九條において準用する児童福祉法施行規則第六條の九第一号の規定に基づき子ども家庭庁長官の定める者及び内閣府の所管する子ども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九條において準用する児童福祉法施行規則第六條の十一の二第一項の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める基準を廃止する告示
(同六)

三六

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の一部を改正する件
(同七)

三六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
(子ども家庭庁・厚生労働八)

三五

○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件
(総務三三九)

三五

○電波法施行規則第二十八條の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件の一部を改正する件
(同三四〇)

三九

○小型船舶等の義務船舶局が備えなければならぬ無線設備の機器に代えることができる機器を定める件を廃止する件
(同三四一)

三九

○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件
(総務・経済産業・国土交通一)

四〇

○商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の一部を改正する告示
(法務一一九)

四〇

○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則第十九條第二項第三号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める区域(法務・厚生労働二)

四〇

○国家公務員共済組合法施行規則第十九條第二項第四号に規定する財務大臣が定める方法の一部を改正する告示
(財務二五七)

四〇

○私立学校教職員共済法施行規則第四條の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法の一部を改正する告示
(文部科学一一三)

四〇

○労働基準法施行規則第三十八條の七から第三十八條の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件
(厚生労働二六五)

四〇

○労働者災害補償保険法第八條の二第二項第二号の規定に基づく休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件
(同二六六)

四〇

○健康保険法施行令第六十一條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件
(同二六七)

四〇

○令和八年度における公営住宅法第十六條第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四條第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三條に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件
(国土交通九〇三)

四〇

○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める件
(同九〇四)

四〇

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示
(同九〇五)

四〇

○農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示
(金融庁・農林水産一八)

四〇

○重要文化財の管理団体を定める件
(文化庁二二)

四〇

○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件
(同二三)

四〇

○令和七砂糖年度に係る砂糖調整基準価格等を定めた件
(農林水産一四五九)

四〇

○令和七砂糖・でん粉年度に係る国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の単価を定めた件
(同一四六〇)

四〇

○流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針の変更について
(農林水産・経済産業・国土交通五)

四〇

○中小企業信用保険法第二條第五項第五号の規定に基づく業種を指定する件
(経済産業一四四)

四〇

○福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えた件
(国土交通九〇六)

四〇

○低騒音型建設機械の指定に関する件
(同九〇七)

四〇

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件
(同九〇八)

四〇

○排出ガス対策型建設機械の書面の記載事項変更に関する件
(同九〇九)

四〇

○大館能代空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件
(同九一〇)

四〇

○官庁報告
基本測量関係事項公告
(国土交通省)

四〇

○資料
国庫歳入歳出状況
(令和六年度令和七年七月分)、(令和七年度令和七年七月分)
(財務省)

四〇

○資料
国庫歳入歳出状況
(令和六年度令和七年七月分)、(令和七年度令和七年七月分)
(財務省)

四〇

国土交通省告示第九百五号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第二項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月三十日

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

国土交通大臣 中野 洋昌

改正後

（準特定地域）

第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
一 北海道運輸局長	「札幌交通圏」、「小樽市」、「函館交通圏」及び「北見交通圏」	令和七年十月一日から令和十年九月三十日まで
	(略)	(略)

改正前

（準特定地域）

第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
一 北海道運輸局長	「札幌交通圏」、「小樽市」、「函館交通圏」、「旭川交通圏」及び「北見交通圏」	令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで
	(略)	(略)

<p>二 東北運輸局長</p>	<p>「青森交通圏」、「八戸交通圏」、「弘前交通圏」、「盛岡交通圏」、「山形交通圏」、「福島交通圏」、「郡山交通圏」及び「会津交通圏」</p>	<p>令和七年十月一日から令和十年九月三十日まで</p>
<p>三 関東運輸局長</p>	<p>(略)</p>	<p>令和七年十月一日から令和十年九月三十日まで</p>
<p>四 北陸信越運輸局長</p>	<p>(略)</p>	<p>令和七年十月一日から令和十年九月三十日まで</p>
<p>五 中部運輸局長</p>	<p>「東濃西部交通圏」及び「北勢交通圏」</p>	<p>令和六年十月一日から令和九年九月三十日まで</p>

<p>二 東北運輸局長</p>	<p>「青森交通圏」、「八戸交通圏」、「弘前交通圏」、「盛岡交通圏」、「山形交通圏」、「福島交通圏」、「郡山交通圏」及び「会津交通圏」</p>	<p>令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで</p>
<p>三 関東運輸局長</p>	<p>(略)</p>	<p>令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで</p>
<p>四 北陸信越運輸局長</p>	<p>(略)</p>	<p>令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで</p>
<p>五 中部運輸局長</p>	<p>「尾張西部交通圏」、「東濃西部交通圏」及び「北勢交通圏」</p>	<p>令和六年十月一日から令和九年九月三十日まで</p>

<p>六 近畿運輸局長</p>	<p>山交通圏、「東濃東部交通圏」、「美濃・可児交通圏」、「福井交通圏」及び「武生交通圏」</p>	<p>(略)</p>
<p>七 中国運輸局長</p>	<p>「大阪市域交通圏」、「河南B交通圏」、「京都市域交通圏」、「神戸市域交通圏」、「東播磨交通圏」、「生駒交通圏」、「中部交通圏(奈良県)」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏(滋賀県)」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」</p>	<p>(略)</p>
<p>八 四国運輸局長</p>	<p>「高松交通圏」、「中讃交通圏」、「徳島交通圏」、「松山交通圏」、「東予交通圏」、「今治交通圏」及び「高知交通圏」</p>	<p>(略)</p>
<p>九 九州運輸局長</p>	<p>「久留米市」、「筑豊交通圏」、「大牟田市」、「佐賀市」、「唐津市」、「佐世保市」、「諫早市」、「大分市」、「別府市」、「都城交通圏」、「延岡市」、「鹿児島市」及び「鹿児島空港交通圏」</p>	<p>(略)</p>

<p>六 近畿運輸局長</p>	<p>山交通圏、「東濃東部交通圏」、「美濃・可児交通圏」、「福井交通圏」及び「武生交通圏」</p>	<p>(略)</p>
<p>七 中国運輸局長</p>	<p>「大阪市域交通圏」、「河南B交通圏」、「京都市域交通圏」、「神戸市域交通圏」、「東播磨交通圏」、「生駒交通圏」、「中部交通圏(奈良県)」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏(滋賀県)」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」</p>	<p>(略)</p>
<p>八 四国運輸局長</p>	<p>「高松交通圏」、「中讃交通圏」、「徳島交通圏」、「松山交通圏」、「東予交通圏」、「今治交通圏」及び「高知交通圏」</p>	<p>(略)</p>
<p>九 九州運輸局長</p>	<p>「久留米市」、「筑豊交通圏」、「佐賀市」、「唐津市」、「佐世保市」、「諫早市」、「大分市」、「別府市」、「都城交通圏」、「延岡市」、「鹿児島市」及び「鹿児島空港交通圏」</p>	<p>(略)</p>

附則
この告示は、令和七年十月一日から施行する。